

# 経済支援型奨学金に関するよくある質問

I. 出願に関する質問《Q1～Q10》	P.1～3
II. 受験生・新入生からよくある質問	
①入学手続き費用について《Q11～Q12》	P.3
②日本学生支援機構 貸与奨学金【貸与型】の予約採用者の方《Q13～Q16》	P.3～4
III. 受給中の在学学生からよくある質問《Q17》	P.4

## I. 出願に関する質問

**Q1** 立命館大学の奨学金にはどのようなものがありますか？

**A1** 経済的な理由により修学が困難な学生を支援する『経済支援型奨学金』と、多様な活動に挑戦する学生を支援する『成長支援型奨学金』があります。本ページは『経済支援型奨学金』に関するよくある質問をまとめています。奨学金には、給付制（返還の必要なし）・貸与制（返還の必要あり）の種別があり、趣旨・募集期間・出願資格・金額・他の奨学金との併給可否などにも違いがあります。各種制度の詳細については、奨学金ガイドや奨学金ホームページの「奨学金・助成制度」(<http://www.ritsumeai.ac.jp/scholarship/>)を参考にしてください。

**Q2** 奨学金の出願時期はいつごろですか？

**A2** 奨学金によって異なりますが、3月から4月に集中していますので出願期間を逃さないようにしてください。詳細は奨学金のホームページやmanaba +R(在学学生のみ閲覧可)にてご確認ください。

**Q3** 複数の奨学金を同時に受給することはできますか？

**A3** 奨学金制度により、併給についての可否が設定されています。募集要項などで必ず確認してください。以下に代表的な併給例を記しますので参考にしてください。

- 〈例〉
- ・日本学生支援機構奨学金と立命館大学独自の経済支援型奨学金（経済支援給付奨学金等）  
→ 併給可能 ※他の奨学金の受給状況は選考の際に考慮されません。
  - ・立命館大学独自の経済支援型奨学金（経済支援給付奨学金等）と成長支援型奨学金（+R奨学金等）  
→ 併給可能

**Q4** ひとり親家庭で経済的に厳しいのですが、入学後に受給できる給付型の奨学金はありますか？

**A4** ひとり親家庭であることで採用が確定する奨学金制度はありません。経済支援型奨学金は、家計支持者の収入、さまざまな家庭事情（就学者の有無・通学先区分（私立/公立）・本人の授業料・通学形態（自宅/自宅外）・障がい者・長期療養者の有無等）を考慮したうえで選考しますので、ひとり親家庭の方が優先的に採用されることはありません。奨学金の種類によって選考条件が異なりますので、必ず各種奨学金の募集要項をご確認ください。

**Q5** 日本学生支援機構奨学金と立命館大学経済支援給付奨学金を出願したいと思っています。出願書類はどのようにして手に入れるのですか？

**A5** ●新入生  
3月中旬以降、郵送または学生オフィス窓口で配布します。郵送での請求の場合は、2月下旬以降に大学が送付する入学手続き書類の中に「奨学金・学生生活の手引き」を同封しています。手引きに添付の「募集要項・願書請求用紙」を使用してください。  
●在学生（新2回生以上）  
3月中旬以降、募集要項は立命館大学の奨学金ホームページから各自印刷してください。願書等は学生オフィス窓口で配布しますので、受け取りにきてください。

**Q6** 日本学生支援機構奨学金と立命館大学経済支援給付奨学金を出願したいと思っています。高校時の評定平均値は選考に関係ありますか？

**A6** 日本学生支援機構奨学金の第一種（無利子）は、評定平均値が3.5以上であることが要件です。但し、平成29年度入学者より家計支持者（父と母）が住民税非課税の場合につき成績基準が撤廃されています。詳しくは日本学生支援機構のホームページ（<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/kijun/zaigaku/daigaku/1shu.html>）をご覧ください。立命館大学経済支援給付奨学金は成績基準を設けておりませんので、評定平均値は関係ありません。

**Q7** 立命館大学独自の奨学金（立命館大学経済支援給付奨学金等）の家計基準「給与収入600万円（税込）以下、その他所得197万円以下（売上-経費の額）」を超えていても出願できますか？

**A7** 出願は妨げませんが、家計基準を超えていると判断した場合は、選考対象外となります。一方、家計基準以下であっても不採用となる場合もあります。収入に関する証明書類の見方や基準に関する考え方の詳細は、募集要項をご覧ください。

**Q8** 日本学生支援機構奨学金の出願を検討しています。保証制度の「人的保証」と「機関保証」の違いがよくわかりません。

**A8** 「人的保証」 → 連帯保証人及び保証人を選任する制度です（選任には条件が有ります）。  
「機関保証」 → 保証機関（協会）に保証を依頼し、連帯保証を受ける制度です（一定の保証料の支払いが必要です）。  
詳しくは募集要項や日本学生支援機構ホームページ（<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/hosho/index.html>）をご覧ください。

**Q9** 日本学生支援機構奨学金の出願を検討しています。希望する貸与月額によって、選考の有利・不利はありますか？

**A9** 選考において、貸与月額による有利・不利はありません。学生生活を送るうえで必要な金額を選択してください。採用後に月額を変更することも可能です。（所定の書類を大学に提出後、新しい月額が振り込まれるまでに1~2ヶ月を要します。）

**Q10** 本人のほか、高校・大学に在学する兄弟がいます。さらに住宅ローンの支払いもあり、家計が苦しいです。選考の際にこうした家庭事情は考慮されますか？

**A10** 兄弟姉妹の就学者の有無・通学先区分（私立/公立）のほか、本人の授業料・通学形態（自宅/自宅外）、障がい者・長期療養者の有無、などは考慮されますが、住宅ローンやその他のローンは考慮されません。  
詳しくは募集要項をご覧ください。

## Ⅱ. 受験生・新入生からよくある質問

### ①入学手続き費用について

**Q11** 入学金や入学時の手続き費用として日本学生支援機構奨学金を利用することはできますか。

**A11** 利用できません。日本学生支援機構奨学金が振り込まれるのは入学後に所定の手続きを完了した後になります。入学金や入学手続き費用は教育ローンなどでご準備ください。

**Q12** 入学手続き費用として教育ローンを利用したいと考えています。入試に合格してから申し込めばいいですか。

**A12** 受験前にローンのお申し込みを済ませておくことをおすすめします。合格後お申し込みをされると、本学への振込み期限までに融資の実行が間に合わない場合があります。詳しくは金融機関にご相談ください。

### ②日本学生支援機構 貸与奨学金【貸与型】の予約採用者の方 ※「採用候補者決定通知」をお持ちの方

**Q13** 高校時点で貸与（第一種・第二種）の予約採用が決定していますが、進学前の手続きはありますか？

**A13** 本学に合格後、4月の入学前に行っていただく手続きはありません。ただし、「採用候補者決定通知」に「入学時特別増額貸与奨学金（日本政策金融公庫の手続き必要）」と記載されている場合は、教育ローンの申込等の手続きが必要です。詳しくは、日本学生支援機構発行の冊子「大学等奨学生採用候補者のみなさんへ」や日本学生支援機構ホームページ（<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/yoyaku/yoyakukouhosha.html>）をご覧ください。

**Q14** 入学後はどのような手続きが必要ですか？

**A14** 各キャンパスで4月上旬に開催する予約採用者向け説明会に学生本人が出席し、所定の手続き（インターネットによる進学届の入力等）を必ず行って下さい。会場及び持物は、3月中旬頃立命館大学の奨学金HP「各種説明会情報」に掲載します。※日本学生支援機構 給付奨学金【給付型】の説明会とは日程が異なりますのでご注意ください。

**Q15** 予約採用になっているが、違う種別への再出願はできますか？  
例：予約採用は第二種（第一種）だが、第一種（第二種）に変更したい。  
予約採用は第二種（第一種）だが、第一種（第二種）もあわせて借りたい。

**A15** 可能です。入学後4月に募集する日本学生支援機構奨学金の在学採用に出願してください。（出願書類は3月中旬より配布開始。Q5参照）  
ただし、出願資格（学業基準・家計基準）を満たしていない場合は、採用となりません。  
また、選考より希望にそえない場合もありますので、必ず4月上旬に開催する予約採用者向け説明会に出席し、所定の手続きを完了させてください（Q14参照）。

**Q16** 予約採用の決定時と状況が変わりました。  
貸与月額を変更し保証形態も変更したいと思っています。変更できますか？

**A16** いずれも変更できます。入学後のインターネットによる「進学届」提出の際に最終決定してください。  
人的保証を選択する場合は、連帯保証人・保証人の方の承諾を得ておいてください。

### Ⅲ. 受給中の在学学生からよくある質問

**Q17** 1回生から日本学生支援機構奨学金を受給しています。  
在学中に奨学金の受給をやめる（辞退する）ことはできますか？

**A17** 奨学金の受給はいつでも辞退することができます。  
また、奨学金の辞退後、所定の手続きをすることで在学中の返還が猶予されます。  
（在学中における返還猶予のことを「在学猶予」といいます。）

以上